

各指定施設長 様

那選管第 号  
令和8年1月 日

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

### 指定施設等における不在者投票用紙等の請求について（依頼）

平素より当市の選挙事務に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、  
指定施設等における不在者投票用紙等の請求手続について、下記の事項にご留意の上、ご対応  
くださいますようお願ひいたします。

記

#### 1. 選挙の概要

選挙名	公示日（告示日）	選挙期日
第51回 衆議院議員総選挙 (小選挙区・比例代表)・ 最高裁判所裁判官国民審査	令和8年1月27日	令和8年2月8日

- ※ 衆議院議員総選挙は1月28日から2月7日までの期間で不在者投票を行うことができます。
- ※ 今回の最高裁判所裁判官国民審査は、最高裁判所裁判官国民審査法の規定により、衆議院議員総選挙と異なり、不在者投票ができる期間が2月1日から2月7日までとなります。

#### 2. 不在者投票の事務手続き及び様式

不在者投票の事務手続は、沖縄県選挙管理委員会が発行している「指定施設等における不在者投票事務の手引き（令和7年6月改定版）」に基づいて行ってください。

様式や詳細は、沖縄県ホームページ「施設における不在者投票」

（<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/senkyo/1023172/1028780/1005020.html>）から  
ご確認ください。

### 3. 不在者投票用紙の請求の流れ

- (1) 貴施設に入所中の選挙人からの不在者投票の代理請求を「投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書（様式4）」にまとめます。※様式4は提出の必要はありません
- (2) 那覇市に住所のある選挙人について(1)の一覧から「投票用紙等（請求・送付）名簿（様式5-2）」に転記します。
- (3) 作成した「投票用紙等（請求・送付）名簿（様式5-2）」を後段の「4. 名簿の事前審査」の方法で送信してください。当事務局にて、対象者の選挙人名簿の登録などを確認の上、電話にて結果を連絡いたします。
- (4) 当事務局から連絡内容を確認のうえ、「投票用紙等交付請求書（様式5-1）」に施設長印を押印して、「投票用紙等（請求・送付）名簿（様式5-2）」と合わせて那覇市選挙管理委員会に郵送または窓口で提出してください。

### 4. 名簿の事前審査

投票用紙等の請求を行う前、以下いずれかの方法で名簿の事前審査を受けてください。

- 那覇市オンライン申請サイトから送信  
那覇市ホームページ「入院・入所中の病院や老人ホーム等での不在者投票」  
([https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/senkan/gotouhyu/huzai\\_sisetu.html](https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/senkan/gotouhyu/huzai_sisetu.html))  
から【事前審査用】指定施設等における不在者投票用紙等交付請求（外部サイト）を  
クリックして那覇市オンライン申請サイトから申請してください。
- FAXによる送信  
「投票用紙等交付請求書（様式5-1）」と「投票用紙等（請求・送付）名簿（様式5-2）」を那覇市選挙管理委員会（FAX：098-951-3216）宛てに送信してください。  
また、「投票用紙等交付請求書（様式4）」の余白に投票用紙等の受け取り方法（郵送または窓口受取）と窓口受取の場合は受取予定日時・時刻も記入してください。  
※ 送信前にFAX番号に誤りが無いか2人以上で確認してから送信してください。

### 5. 投票用紙等の交付時期

衆議院議員総選挙については、公示日までに不在者投票用紙等の請求のあった施設には、その翌日に郵送（レターパック）または窓口受取（那覇市役所12階 那覇市選挙管理委員会事務局）の方法で投票用紙等を交付します。

今回、最高裁判所裁判官国民審査については2月1日（日）以降にしか交付できません  
ので、それ以前に請求があった場合は衆議院議員総選挙の不在者投票用紙等を先に交付し、  
2月1日以降に、最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票用紙等を交付します。

## 6. 不在者投票特別経費の請求

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査にかかる不在者投票特別経費の請求先は沖縄県選挙管理委員会になります。くわしい手続きは手引きでご確認ください。

【問い合わせ先】 〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所 12 階  
那覇市選挙管理委員会  
TEL : 098-951-3215 (事務局共通)  
FAX : 098-951-3216

## 記載例

# 依 賴 書

私は、当（病院等）において、**令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査**の不在者投票をしたいので、公職選挙法施行令第50条第4項の規定により、私に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求してくださるようお願いします。

令和8年1月30日

(施設の長)

○○病院施設長 様

(様式5-1) 施設長等から市町村選挙管理委員会への請求

記載例

## 投票用紙等交付請求書

別記選挙人は、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、当院（所）に入院（入所）中のため、当施設において投票する見込みであり、同選挙人から公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、同選挙人に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和8年2月2日

施設名 〇〇病院

現住所（〒900-0000）

那覇市〇〇1-2-1

（施設長）

不在者投票管理者 施設長 比嘉 〇〇

印

事務担当者氏名 下地 〇〇

電話番号 098-〇〇〇-△△△△

選挙管理委員会委員長 殿

## 投票用紙等（請求・送付）名簿

## 記載例

(請求又は送付先市町村名)

(施設等の名称)

## 那霸市

○○病院

備考 1 「請求」または「送付」の不要な文字を横線で消して使用すること。

2 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の点字による投票の申し立ての依頼があった場合は、点字投票の欄に「○」を記載すること。

3 都道府県の選挙で、同一県内の区域内に住所を有することの確認を申請する場合は、引継居住の欄に「〇」を記載すること。

4 投票の状況の「その他」としては他投票所で投票する場合等がある。

5 複数の選挙の請求を行った場合で、投票用紙の返却をする場合は返却

⑥ 送付右薄の手しは、不任者投票特別社員を請求する際の、不任者投票特別社員請求書に添付すること。